

佐賀県規則第49号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和62年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>開示請求を拒否する決定 公文書開示請求拒否決定通知書</u> (様式第5号)</p> <p>(5) <u>公文書を管理していないことを理由とする開示しない決定 公文書不存在決定通知書</u> (様式第6号)</p> <p>2 条例第10条第4項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書 (様式第7号) により行うものとする。</p> <p>(開示決定等期間特例延長通知書)</p> <p>第5条 条例第11条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書 (様式第8号) により行うものとする。</p> <p>(事案移送通知書)</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規定による通知は、<u>事案移送通知書</u> (様式第9号) により行うものとする。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第13条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書 (様式第10号) により行うものとする。</p> <p>3 条例第13条第3項の規定による通知は、公文書開示決定に関する通知書 (様式第11号) により行うものとする。</p>	<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 条例第10条第4項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書 (様式第5号) により行うものとする。</p> <p>(開示決定等期間特例延長通知書)</p> <p>第5条 条例第11条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書 (様式第6号) により行うものとする。</p> <p>(事案移送通知書)</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規定による通知は、<u>事案移送通知書</u> (様式第7号) により行うものとする。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第13条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書 (様式第8号) により行うものとする。</p> <p>3 条例第13条第3項の規定による通知は、公文書開示決定に関する通知書 (様式第9号) により行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(審査会諮問通知書)</p> <p>第10条 条例第18条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。</p>	<p>(審査会諮問通知書)</p> <p>第10条 条例第18条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第10号)により行うものとする。</p>

様式第5号及び様式第6号を削り、様式第7号を様式第5号とし、様式第8号から様式第12号までを2様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。